

**国保税**

国民健康保険事業を健全で安定的に運営するために  
**国民健康保険税の税率が変わります**

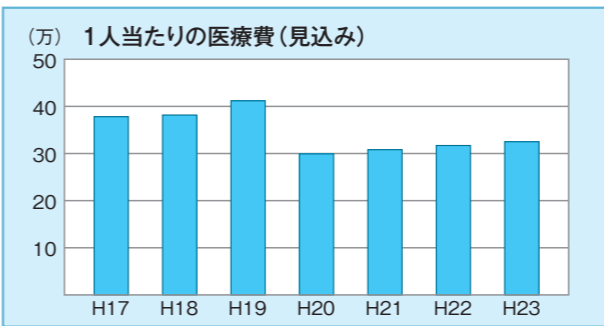
税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成23年度からの国民健康保険税の税率変更に伴い、その概要や改正点をお知らせします。

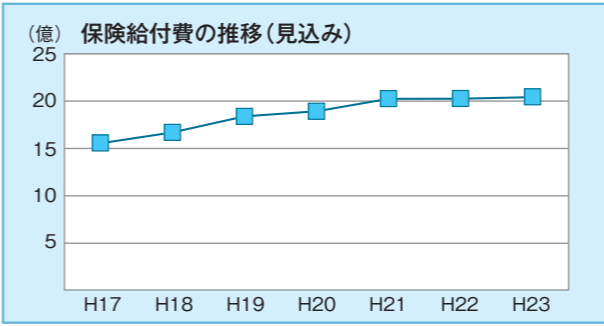
**国民健康保険の財政状況**

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税(国保税)を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国保は、加入者に納めていただく国保税と、国・県・町の公費で運営されており、国保税収入は貴重な財源です。しかし、急速な高齢化の進



加入者1人当たりの医療費は、平成20年度の後期高齢者医療制度創設により一時的に減少しましたが、平成21年度には再び30万円を超えました。この増加傾向は今後も続くと考えられます。



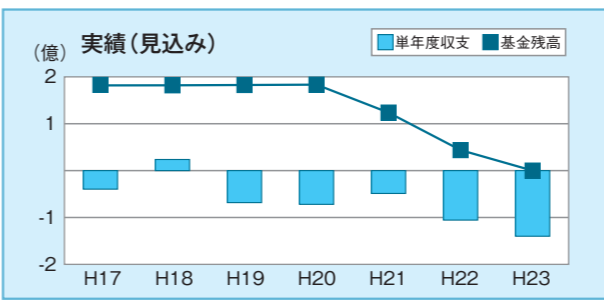
保険給付費(7割または8割の保険者負担分および高額療養費)は、年々増え続けており、平成21年度には20億円を突破しました。この増加傾向は今後も続くと考えられます。

このような状況を踏まえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、やむを得ず平成23年度から国保税の税率を改正することになりました。

**保険の切り替えは役場または武蔵ヶ丘支所で**

国民健康保険への加入・脱退の手続きは、勤務先では自動的に行われません。役場健康・保険課または武蔵ヶ丘支所の窓口で手続きを行ってください。

問い合わせ  
 健康・保険課 ☎(232)4912  
 武蔵ヶ丘支所 ☎(338)2016



単年度収支は、平成19年度以降毎年赤字が続いており、平成23年度も大きな歳入不足が見込まれています。このままでは、国保財政の運営ができないため、税収を年間で8千4百万円程度上げなければならない状況です。

**税率の比較表**

区分	課税対象(額)	国民健康保険税の算定(④~⑥で計算した合計額)				
		④医療分		⑤後期高齢者支援金分		⑥介護分(40歳~64歳の人)
		現行	改正後	現行	改正後	
①所得割	※課税標準額 × 税率	6.8%	8.0%	1.5%	2.0%	据え置き
②均等割	加入者1人当たり	24,000円	24,000円	5,000円	6,000円	10,000円
③平等割	1世帯当たり	22,000円	24,000円	5,000円	6,000円	6,000円

①所得割額…その世帯の国保加入者の所得に応じて課税します。 ②均等割額…国保加入者数に応じて課税します。 ③平等割額…一世帯当たりに応じて課税します。  
 ④医療分…国民健康保険に加入している皆さんが、病気やけがをして病院などにかかった際の医療費の支払いなどに使われます。  
 ⑤後期高齢者支援金分…75歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度を支えるための財源に充てられます。  
 ⑥介護分(40歳~64歳の人のみ対象)…介護保険制度を支えるための財源に充てられます。(※)課税標準額=前年の総所得金額等-33万円

**国保税**

倒産・解雇や雇い止めによる離職をした人へ  
**国民健康保険税が軽減されます**

税務課 住民税係 ☎(232)4911  
 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

倒産・解雇や雇い止めによって離職した人で次の内容に該当する人は、申請をすると国民健康保険税が軽減されます。詳しくはお尋ねください。

**対象者**

65歳未満で、次の失業等給付を受ける人。

- ①雇用保険の特定受給資格者(例：倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(例：雇い止めなどによる離職)

雇用保険受給資格者証の離職日が平成21年3月31日以降で、離職理由番号が、11・12・21・22・23・31・32・33・34の人です。

※特例受給資格者証および高年齢受給資格者証の人は、今回の軽減制度の対象にはなりませんのでご注意ください。

**軽減額**

国民健康保険税は、前年の所得により算定されますが、軽減は前年(平成23年度の国民健康保険税の場合は平成22年分)の離職者の給与所得のみを100分の30と見なして算定します。

**軽減期間**

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

国民健康保険の加入中、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険組合などに加入し、国民健康保険を脱退すると終了します。

**制度が始まる前の失業者**

平成21年3月30日以前に離職した人は対象になりません。制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職した人は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※ただし、平成21年度の国民健康保険税は対象となりませんのでご了承ください。

**申請に必要なもの**

- ①雇用保険受給資格者証(軽減に該当するか判定するため)
- ②印かん(認め印可)

**町税**

国民健康保険税の納期が変わります  
**町税は納期内に納めましょう**

税務課 住民税係 ☎(232)4911

町税は、税目ごとに納期(支払回数と期限)を定めています。町税の納期内の納付をお願いします。

町民の皆さんに納付していただいている町税は、毎日の生活に密着した町政を推進し、健康で安心して暮らせるまちを築くための重要な財源です。

町税の確保と納税の公平性を維持するため、再三にわたり文書や電話などによる催告にもかかわらず納付しない場合は、資産や収入の調査を行った上で、それらを差し押さえて滞納町税に充当することになります。

また、納期限を過ぎると、法律に基づく延滞金がかかります。町税の納期内の納付をお願いします。

**国民健康保険税の納期の増加**

平成23年度から、国民健康保険税の納期が1回(期)増加しています。

- 【変更前・平成22年度】  
 6月(1期)・翌年1月(8期)  
 8回(期)払い
- 【変更後・平成23年度】  
 6月(1期)・翌年2月(9期)  
 9回(期)払い

**平成23年度納税こよみ**

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	5月のみ									
固定資産税	1期		2期		3期		4期			
町・県民税		1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限	5/31	6/30	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	12/26	1/31	2/29

※国民健康保険税の「9期」が新たに増えました。